

島根県

消耗品発注・電子請求システム

説明資料

島根県職員用

島根県出納局会計課

島根県 消耗品発注・電子請求システム の概要 ①

◆ システムの概要

- ◆ 10万円未満の消耗品の受発注手続きを、電子データのやり取りで行う
(手続き：見積依頼、見積発行、発注、納品書発行、検査、請求書発行)
- ◆ 県と事業者が、ともにクラウドの電子取引サービス（BtoBプラットフォーム）を利用



◆ メリット(県)

- ◆ 調達手続きの簡素化 (執行伺、兼命令にかわる手続きをクラウド上で実施、紙スキャンの省略)
- ◆ 審査業務の削減 (電子データなので間違わない、10万未満の消耗品限定により適用規則の条文が固定)
- ◆ 支払遅延の防止 (事業者が請求書発行すると自動で財務会計システムに取込、支出命令を起こす)

◆ メリット(事業者)

- ◆ 請求書等の郵送・持参等に係るコスト削減
- ◆ 事業者及び県担当者の両方で発注案件の進捗状況が把握でき、支払遅延を防止

島根県 消耗品発注・電子請求システム の概要 ②

◆ 利用にかかる事業者負担

- ◆ 島根県との取引にかかるシステム利用料は無料

◆ 利用する所属の範囲

- ◆ 島根県の知事部局（本庁・地方機関）
- ◆ 教育委員会（教育庁、県立学校）
- ◆ 警察（本部、警察署等） ※病院局、企業局は利用しません

このシステムの利用は、事業者に強制しません。紙の請求書でも支払いができるよう従前の方法は残します。
ただし、このシステムの利用により、県・事業者ともメリットがあるため、積極的な利用の検討をお願いしています。

◆ 運用開始までのスケジュール（稼働開始は 令和8年2月予定）

2024年度（令和6年度）						2025年度（令和7年度）										2026年度					
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
職員説明会												職員説明会								消耗品発注・電子請求システム 利用開始	
事業者説明会												事業者説明会		事業者招待	設定						



消耗品発注・電子請求システム導入後の全体フロー

